

令和2年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R3. 2. 1	R3. 2. 15	①学校法人〇〇が設置する学校の学則（都が所有する最新のもの） ②学校法人〇〇の理事長・理事・評議員・監事変更届（最新の物から過去3年分） ③学校法人〇〇の財務諸表（最新の物から過去3年分）					1											①私立各種学校の事務は区の所管であるため、実施期間では作成及び取得しておらず、存在しない。 ②理事長・理事・監事変更届は3年保存の公文書であり、平成29年度以降作成及び取得しておらず、存在しない。評議員変更届は、法例滞所管庁に提出を要する書類ではないため、実施期間では作成及び取得しておらず、存在しない。 ③当該公文書は、法令上所管庁に提出を要する書類ではないため、実施期間では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局私学部私学行政課
7	R3. 2. 17	R3. 2. 22	宗教法人〇〇規則	4	1						1	1						(7条2号) 責任役員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課	
8	R3. 2. 19	R3. 2. 26	過去5年間に、学校法人〇〇〇〇から東京都知事（生活文化局私学部）に提出された、いじめ防止対策推進法第31条に基づく報告にかかる文書						1		1			1				(7条3号) ・ 私人の寄附財産等によって設立され、独自の教育活動を行う私立学校において、いじめの発生の有無という学校の社会的評価に直結する情報を明らかにする恐れがあり、私立学校の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。 (7条6号) ・ 本件開示請求に対し、公文書の存否を明らかにすることとなると学校が東京都へいじめに係る相談や情報提供を行う際に慎重になり時間を要すること等により、いじめ防止対策推進法に基づき、東京都が行ういじめの防止等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	生活文化局私学部私学行政課	